

令和5年度 佐賀市文化振興基本計画推進懇話会 次第

日時：令和6年2月13日（火）

14時～16時（予定）

場所：本庁舎5-1会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

<協議事項>

(1) 文化振興基本計画の重点事業について

① 令和5年度 主要事業の進捗について

② 令和6年度 主要事業の計画について

(2) 文化振興基本計画の数値目標について

(3) その他

4 閉会

文化振興基本計画推進懇話会委員
任期:R4.2.8 ~R6.3.31

(敬称略)

	種別	分野	氏名	所属等
1	文化財 芸術・文化	考古学・歴史学	タカシマ チカウヘイ 高島 忠平	(公財) 佐賀県芸術文化協会 理事長
2	文化財	民俗学・歴史学	カネコ シンジ 金子 信二	佐賀市文化財保護審議会 委員
3	文化財	無形民俗文化財	ニシハラ キヨスミ 西原 清純	白鬚神社の田楽保存会 会長
4	芸術・文化	文化振興	シラキ リョウ 白木 紀好	佐賀市文化連盟 元会長
5	芸術・文化	教育・マスコミ	トヨシケン 富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園理事長
6	芸術・文化	文化振興	ミヤザキ ヨウジ 宮崎 陽治	公益財団法人佐賀市文化振興財団 事務局長
7	芸術・文化	公募委員	ツルタ タツ 鶴田 忠則	公募委員

■佐賀市文化振興基本計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における文化振興施策の指針となる佐賀市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図るため、佐賀市文化振興基本計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、基本計画の進捗状況や方向性に関し協議し、計画推進についての助言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験者、文化関係者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3か年度とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、地域振興部歴史・文化課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。